

# 告 示

## 埼玉県告示第五百五十二号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市金山町、宮本町一丁目

四 作業期間

令和元年十月十五日から令和二年二月二十九日まで